

研究ノート

刑事施設における受刑者の社会復帰のための職業訓練 —矯正統計を中心として—

金子 壽一*1

キーワード：刑事施設、職業訓練、社会復帰、受刑者処遇

1 はじめに

「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」（平成17年法律第50号、以下「刑事収容施設法」）では、「受刑者の処遇は、その者の資質及び環境に応じ、その自覚に訴え、改善更生の意欲の喚起及び社会生活に適応する能力の育成を図ることを旨として行うものとする。」と定めている。この法律の施行により、刑事施設で行われている受刑者処遇は、受刑者の社会復帰あるいは社会生活再建のための援助¹⁾として、ますます充実されていくだろう。

しかし一方、社会復帰を目指す受刑者を取り巻く環境は、大きく変化してきた。平成20年のリーマンショック以降、日本国内の雇用情勢は悪化の一途をたどっており、総務省の平成21年7月の労働力調査^{註1)}によると、完全失業率は5.7%で前月に比べ0.3ポイント上昇し、過去最悪となった。また、厚生労働省の平成21年7月の一般職業紹介状況^{註2)}をみても、有効求人倍率は0.42倍で前月に比べて0.01ポイント低下し、過去最低となり、一般人でも就職が困難な状況である。

受刑者にとって、出所後の就職先を安定させることは、更生のための要件といってよい。しかしながら、受刑者は、資格制限、前科、職業技術欠如などのため就職において不利な出発点に立っている²⁾。このため、出所受刑者は、現在のような雇用情勢の悪化の影響をもちに受けやすく、円滑に就職することは極めて困難になっていくと思われる。そこで、刑事施設において職業訓練を行い、就労に役立つような職業技能を受刑者に習得させることが、ますます必要になっていくと

考えられる。

本稿は、以上のようなことから、受刑者の社会復帰のための受刑者処遇の一環として、刑事施設で行われている職業訓練の現状について考察する。

ところで、「刑事収容施設法」では、刑務所、少年刑務所及び拘置所を総称して、刑事施設としている。このうち、刑務所及び少年刑務所は、主として、受刑者を収容し、これらの者に対して必要な処遇を行う刑事施設であり、拘置所は、主として、未決拘禁者を収容する刑事施設³⁾である。

本稿では、受刑者処遇として行われている職業訓練を対象にするため、刑事施設のうち受刑者を収容している刑務所と少年刑務所で行われている職業訓練について、現在の雇用情勢の変化を踏まえて、矯正統計^{註3)}等のデータを基に考察する。

2 新受刑者の変化と特徴

2-1 新受刑者総数と初入、再入受刑者

平成15年から平成20年の新受刑者（裁判が確定し、その執行を受けるため、当該年の1月1日から12月31日までの間に、新たに入所するなどした者）総数は、表1のとおりである。新受刑者総数は、平成18年の33,032人をピークに減少しており、平成20年には28,963人になった。しかし、平成10年の新受刑者総数が23,101人だったのに比較すると、ここ10年間で約1.25倍に増え、新受刑者が大きく増加している。

また、新受刑者中、初めて入所する初入受刑者と、再犯を犯して入所する再入受刑者の割合をみると、平

*1 山口福祉文化大学 ライフデザイン学部

平成15年の新受刑者中再入受刑者の割合は48.1%であったが、平成19年には初入受刑者と再入受刑者の割合が逆転し、新受刑者中再入受刑者の割合が50%を超え、ここ数年、新受刑者に占める再犯者の割合が多くなっている。

表1 新受刑者総数と初入受刑者、再入受刑者の割合

年度	新受刑者総数	初入受刑者	再入受刑者
平成10年	23,101	45.2%	54.8%
平成15年	31,355	51.9%	48.1%
平成16年	32,090	51.7%	48.3%
平成17年	32,789	50.5%	49.5%
平成18年	33,032	50.0%	50.0%
平成19年	30,450	48.8%	51.6%
平成20年	28,963	46.1%	53.9%

※矯正統計年報より作成

2-2 新受刑者の年齢構成

平成15年から平成20年の新受刑者の年齢構成は、表2のとおりである。平成15年の新受刑者中65歳以上の割合は4.3%であったが、平成20年には7.2%まで増加しており、日本社会と同様、受刑者にも高齢化の波が押し寄せているのがわかる。

表2 新受刑者の年齢構成

	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
19歳以下	0.2%	0.3%	0.2%	0.2%	0.1%	0.2%
20～29歳	22.4%	21.4%	20.8%	20.2%	19.0%	17.9%
30～39歳	29.8%	30.0%	29.2%	29.2%	29.2%	27.8%
40～49歳	19.6%	20.1%	21.2%	21.0%	21.7%	22.6%
50～59歳	18.6%	18.5%	18.0%	18.2%	17.8%	17.6%
60～64歳	5.0%	5.5%	5.7%	5.6%	6.1%	6.6%
65歳以上	4.3%	4.2%	4.9%	5.7%	6.2%	7.2%

※矯正統計年報より作成

しかし一方、生産年齢人口（15歳以上65歳未満）に該当する働き盛りの新受刑者の割合は90%以上で、新受刑者の大多数を占めている。したがって、受刑者の社会復帰あるいは社会生活再建を図るためには、この年代の受刑者が、出所後に就職できるかどうかが重要なポイントになると思われる。

2-3 新受刑者の教育程度

平成15年から平成20年の新受刑者の教育程度は、

表3のとおりである。「小学校」、「中学校」の割合が低下する一方、「高校程度」及び「大学程度」の割合が上昇しており、平成16年以降は、「高校程度」と「大学程度」の割合が全新受刑者の50%を超え、こちらも日本社会と同様、高学歴化が進んでいるのがわかる。

「刑事収容施設法」では、「その者の状況に応じた適切な処遇を行う」と定め、受刑者の特性および環境的条件に応じて、受刑者にとってもっとも適切な処遇を行うことを明確にしている⁴⁾。このため、受刑者の高学歴化が進んでいけば、教育程度に応じた適切な受刑者処遇が求められていくと思われる。

表3 新受刑者の教育程度の推移

年度	小学校	中学校	高校程度	大学程度
平成15年	1.2%	49.6%	43.5%	5.7%
平成16年	1.1%	47.4%	45.4%	6.0%
平成17年	1.2%	44.8%	47.6%	6.3%
平成18年	1.1%	46.0%	46.3%	6.6%
平成19年	1.1%	45.3%	47.0%	6.6%
平成20年	0.9%	44.1%	47.9%	7.1%

※高校程度は高校在学、高校中退、高校卒業

※大学程度は大学在学、大学中退、大学卒業

※矯正統計年報より作成

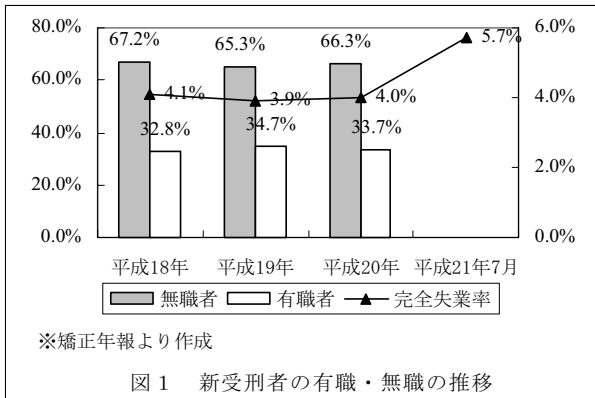
2-4 新受刑者の職業

本稿では、刑事施設において受刑者の社会復帰あるいは社会生活再建を図るため行われている職業訓練について考察するため、受刑者が有職か無職かは重要な要素である。

平成16年版犯罪白書では、昭和48年から平成15年における新受刑者の有職・無職別構成比を完全失業率の推移と共に示し、新受刑者の無職者の比率と完全失業率の上昇・下降はおおむね連動していることを明らかにしている^{註4)}。

図1の平成18年から平成20年における新受刑者の有職・無職別構成比と完全失業率の推移をみても、新受刑者の無職者の比率と完全失業率の上昇・下降は連動していることがうかがえる。しかし、この傾向が今後も続くとするれば、平成21年7月の完全失業率が5.7%

と過去最悪となったことで、新受刑者の無職者の比率が、今後大きく増加していくと思われる。



ところで、「日本の受刑者の再入に対する失業の効果」では、刑務所出所者の再入率に対する失業率の影響を検証し、満期出所者は、失業に代表される経済的困窮状況に置かれると、再犯を犯す可能性が高くなることを示している。また、経済的困窮は、すぐに犯罪に結びつくわけではなく、1年間の時間差をもって働くとしている⁵⁾。

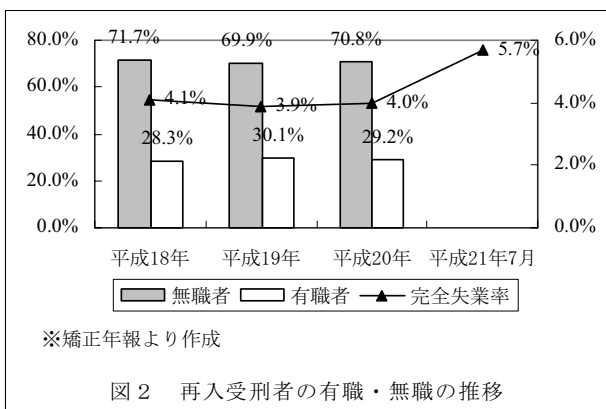


図2は平成18年から20年における再入受刑者の有職・無職別構成比と完全失業率の推移である。前述の検証のように、失業率が再犯に影響するのが、1年間の時間差をもって起こるとすれば、今後、出所した者のうち無職の者が再犯を犯す可能性が高くなっていくと思われる。

したがって、こうした再犯を防止するためにも、受

刑者が経済的困窮状況に陥らないよう、出所後の就職先を安定させることが重要であり、これを援助する刑事施設で行われる職業訓練が、ますます必要になっていくと思われる。

3 刑事施設における職業訓練の現状

3-1 刑事施設における職業訓練

刑事施設における職業訓練は、刑事施設において受刑者に行わせる作業の一形態として行われている。

法務省矯正局によると、刑事施設で行われる職業訓練は、受刑者に職業に関する免許若しくは資格を取得させ、又は職業に必要な知識及び技能を習得させることを目的として実施されており、受刑者の再犯を防止し、改善更生を図る上で極めて重要な方策の一つと考えられている⁵⁾。

この職業訓練には、総合職業訓練施設に指定された施設で実施される総合訓練、特定施設に他施設の受刑者を一時的に移送して実施する集合訓練、自庁の受刑者から訓練生を選定して実施する自重訓練の3つの形態がある⁶⁾。

特に総合訓練は、全国各施設から適格者を選定し、指定された8か所の総合訓練施設（山形、福井、山口及び松山の各刑務所並びに函館、川越、奈良及び佐賀の各少年刑務所）において、職業に関する免許若しくは資格の取得又は高度な職業的知識及び技能を習得させる職業訓練が実施されている。この実施に当たっては、高度な技術指導が必要であるので、外部の専門家の協力と援助を得て行われている⁷⁾。

3-2 刑事施設における職業訓練の実施状況

刑事施設における職業訓練は、平成20年度においては、2,917名が受講し、2,513人がこれを修了し、溶接技能者、電気工事士、自動車整備士等の資格又は免許を取得した者は、総数で3,929人であった⁸⁾。

しかし、表4の平成18年から平成20年における出所受刑者数と職業訓練受講者数、資格免許取得者数を

みると、出所受刑者のうち職業訓練を受講した者の割合は毎年増加しているものの、平成20年では全出所受刑者のうちわずか4.8%であり、また、資格免許を取得した者の割合も全出所受刑者のうちわずか3.4%と、大変少ないのが現状である。

表4 出所受刑者数と職業訓練受講者数、資格免許取得者数

年度	出所受刑者数	職業訓練受講者数	資格免許取得者数
平成18年	30,600	1,201(3.9%)	892(2.9%)
平成19年	31,341	1,303(4.2%)	952(3.0%)
平成20年	31,368	1,506(4.8%)	1,065(3.4%)

※矯正統計年報より作成

「職業訓練修了者の社会復帰後の成行き調査に関する研究」では、社会で必要とされる職種はその時々で異なるものであり、そうした社会情勢を取り入れた上で、訓練種目を決定する必要がある⁹⁾ ということを示している。

また、法務省も、雇用ニーズに応じて訓練種目を効果的に見直し、受刑者に対し、出所後の就労に役立つ免許若しくは資格の取得、又は職業に必要な知識及び技能の習得を目的として職業訓練を実施する¹⁰⁾ ことに取り組んでいる。

平成21年版労働経済白書によると、職業中分類で、有効求人倍率が高い20の職業として、「生産工程・労務作業者の職業」では、建設躯体工事の職業、計器・光学機組立修理の職業、ゴム・プラスチック製品製造の職業、窯業製品製造の職業、電気作業、金属溶接・溶断の職業、金属加工の職業、金属材料製造の職業等が入っている。また、「専門的・技術的職業」では、医師、歯科医師、獣医師、薬剤師、機械・電気技術者、情報処理技術者等の職種が上位に入っている。そして、「サービスの職業」では、接客・給仕の職業、生活衛生サービスの職業、家庭生活支援サービスの職業等で有効求人倍率が高い¹¹⁾。

表5の平成18年から平成20年における出所受刑者の職業訓練種目の種類（平成20年の上位10）をみると、「生産工程・労務作業者の職業」に関しては溶接、

「専門的・技術的職業」に関してはソフトウェア管理、電気工事、「サービスの職業」に関してはビル管理、介護サービス、理容といった有効求人倍率が高い職業に関する職業訓練種目が上位に挙がっており、雇用ニーズに応じたものになっていると思われる。

表5 出所受刑者の職業訓練種目（平成20年の上位10）

業種	平成18年		平成19年		平成20年	
	人員	構成比	人員	構成比	人員	構成比
総数	1,201		1,303		1,506	
溶接	148	12.3%	157	12.0%	161	10.7%
ソフトウェア管理	112	9.3%	135	10.4%	136	9.0%
建設機械運転	124	10.3%	108	8.3%	115	7.6%
ボイラー運転	76	6.3%	77	5.9%	64	4.2%
自動車整備	57	4.7%	62	4.8%	62	4.1%
電気工事	68	5.7%	50	3.8%	59	3.9%
ビル管理	—	—	32	2.5%	52	3.5%
介護サービス	37	3.1%	45	3.5%	42	2.8%
左官・タイル施工	47	3.9%	43	3.3%	40	2.7%
理容	29	2.4%	45	3.5%	35	2.3%

※矯正統計年報より作成

また、経済産業省の委託を受け、株式会社リクルートが日本全国の法人に対して調査を行った「平成16年度人材ニーズ調査」^{註6)}によると、中途採用市場において企業が最も必要としているのは、「基本能力・性格・思考」が全求人（6,748,472人）の72%、ついで「実務経験」が50%、「資格」が49%となっている。「資格」に関してみると、全求人半数近くが必要としており、これが就職の条件の一つになっているといえよう。

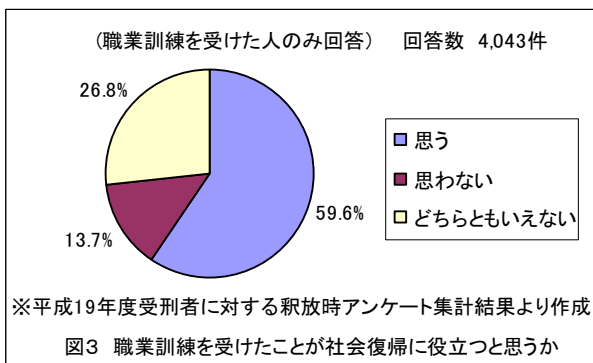
法務省によれば、刑事施設における職業訓練は、一般人と比較して高い資格取得率を出す傾向¹²⁾にあるとしている。実際、山口刑務所で行われている情報処理訓練は、国家試験である情報処理技術者試験の初級システムアドミニストレータ試験の合格を目指して行われているが、この試験の一般人の合格率が30%前後であるのに対して、ここでは6割以上の者が合格している。このようなことから、刑事施設の職業訓練は、その目的である受刑者に職業に関する免許若しくは資格を取得させるという面からみても、有効に機能し、受刑者の社会復帰あるいは社会生活再建のために役立つ

っていると思われる。

3-3 受刑者に対する釈放時アンケートからみた職業訓練

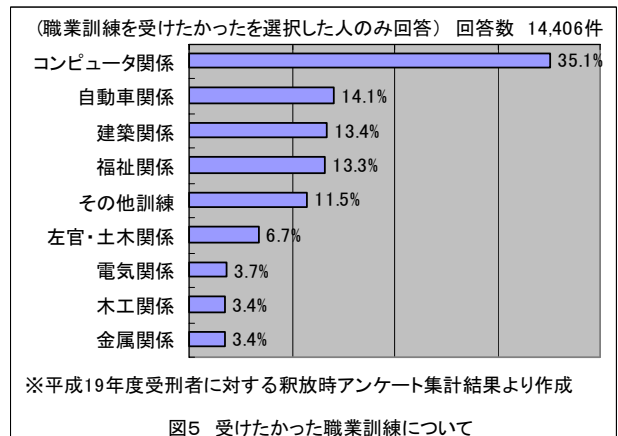
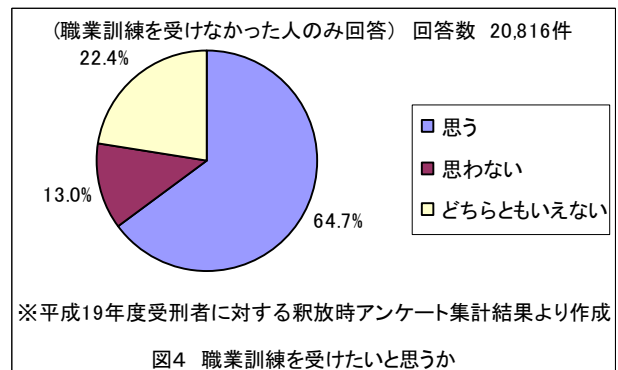
法務省矯正局では、平成17年4月から出所受刑者を対象として釈放時アンケートを行い、受刑者の釈放時の感想等を集計し、刑事施設の適正な運営を図るための資料として活用するとともに、その結果を公表し、刑事施設の運営の実情に対する国民の理解を深めるための資料として活用することとしている^{註7}。

この平成19年度のアンケート結果（有効回答数27,296人）をみると、職業訓練を受けた出所受刑者（回答数4,4043人）のうち、「職業訓練を受けたことが社会復帰に役立つと思う」と回答した割合は59.6%と半数以上を占め、「思わない」と回答した13.7%を大きく上回っている（図3）。職業訓練が、その目的である受刑者の社会復帰のために有効に機能し、大いに役立っていることがうかがえる。



一方、職業訓練を受けなかった出所受刑者（回答数20,816人）のうち、「職業訓練を受けたかった」と回答した割合も64.7%を占め、「思わない」と回答した13.0%を大きく上回っている（図4）。受刑者の職業訓練に対するニーズは非常に高いといえよう。また、「職業訓練を受けたかった」と回答した者のうち、受けなかった職業訓練（回答数14,406人）として、「コンピュータ関係」と回答した割合が35.1%と最も高く、こ

れに続いて「自動車関係」（14.1%）、「建築関係」（13.4%）となっている（図5）。受刑者も一般人同様、現代の就職の必須条件といえるコンピュータへの関心が高く、これを学べる「コンピュータ関係」にニーズが集まり、他を大きく引き離しているといえよう。



また、出所後の生活のために刑務所でしてほしいこと（回答数2,4163人）は、「社会復帰に必要な知識・技術の教育」が32.4%と最も多く、これに次いで、「職業訓練」（26.1%）、「就職先のあっせん」（25.5%）の順となっている。

「刑事収容施設法」にも、受刑者処遇は「改善更生の意欲の喚起及び社会生活に適応する能力の育成を図ることを旨として行う」とあるように、受刑者の積極的な改善更生の意欲を引き出し、その上で必要な援助を行うことが必要である。このアンケート結果をみると、社会復帰を願う受刑者が、そのために必要な教育

を積極的に受けたいと希望していることがうかがえる。職業訓練は、このような受刑者の更生意欲の喚起においても重要であると思われる。

4 おわりに

「刑事収容施設法」の施行により、刑事施設において、受刑者の社会復帰に向けた処遇の促進が図られることが期待できる。

しかし、平成18年1月7日にJR西日本の下関駅が放火により全焼した事件では、警察の取調べに対して、容疑者はその動機を「刑務所に戻りたかった」と供述している。人権意識が高まる中、受刑者への待遇を改善すればするほど、それが出所者を塙の中に逆戻りさせるインセンティブになってしまう¹³⁾ということもあるだろう。

しかしながら、平成16年以降に刑事施設を出所し、平成20年までに再入所した者の割合は、全体の再入所者の割合が27.1%であるのに対して、職業訓練受講者の割合は、15.0%（いずれも速報値）であり、10%以上下回るものであった¹⁴⁾という調査結果もある。刑事施設における職業訓練が、受刑者の社会復帰に役立ち、再犯防止に貢献した結果である。

これは、「受刑者に対する釈放時アンケート」でみたように、刑事施設で行われている職業訓練が、ただ単に雇用ニーズに合った職業に必要な知識及び技能を、受刑者に習得させることだけに留まらず、受刑者に「更生して社会復帰する。そのため、出所後の就職に必要な知識を身に付ける。」といった目標を与え、更生意欲を喚起させることにも役立っているからであろう。刑事施設における職業訓練が、受刑者の改善更生に精神面からも深く関与し、再犯防止につながっているのである。

だが、刑事施設における職業訓練にも課題はある。それは、受刑者のニーズが非常に高いにもかかわらず、職業訓練を受けることのできる受刑者が、全受刑者のわずか数%しかいないということである。今後は、「刑

事収容施設法」の施行で、社会との連携を図った受刑者処遇がより一層充実されるだろう。そうなれば、多くの改善更生を願う受刑者が、団体や個人など社会の援助や協力を得て、職業訓練を受けることができるようになり、職業に必要な知識・技術を身に付け、積極的に社会復帰を目指すことが期待できる。

[註]

- 註1 総務省；労働力調査（平成21年7月）
<http://www.stat.go.jp/data/roudou/>
- 註2 厚生労働省；一般職業紹介状況（平成21年7月）
<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/114-1.html>
- 註3 法務省；矯正統計年報
<http://www.moj.go.jp/TOUKEI/ichiran/kousei.html>
- 註4 法務省法務総合研究所；平成16年度版犯罪白書
<http://hakusyol.moj.go.jp/>
- 註5 法務省矯正局；刑務作業
<http://www.moj.go.jp/KYOUSEI/kyouse10.html>
- 註6 株式会社リクルート；平成16年度人材ニーズ調査 全国版報告書
http://www.cin.or.jp/needs2004/report/pdf/j_all.pdf
- 註7 法務省矯正局；受刑者に対する釈放時アンケート集計結果（平成19年度）
<http://www.moj.go.jp/KYOUSEI/kyouse26.html>

[引用・参考文献]

- 1) 土井政和；社会復帰のための処遇，刑務所改革—刑務所システム再構築への指針，日本評論社，2007，p.71
- 2) 前掲1)，p.73
- 3) 法務省法務総合研究所；平成20年度版犯罪白書，太平印刷社，2008，p.57
- 4) 前掲1)，p.79
- 5) 遊間義一・鈴木暖；日本の受刑者の再入に対する失業の効果，犯罪社会学研究，32：p.100，2007

- 6) 大谷實；新版 刑事政策講義, 2009, pp.242-243
- 7) 保木正和・増田哲三・工藤弘人・廣橋秀山・浅野千晶；職業訓練修了者の社会復帰後の成行き調査に関する研究, 中央研究所紀要, 13 : p.29, 2003
- 8) 法務省；平成 20 年度法務省事後評価実施結果報告書, 2009, pp.71-72
<http://www.moj.go.jp/KANBOU/HYOUKA/hyouka106.html>
- 9) 前掲 7), p.25
- 10) 前掲 8), p.65
- 11) 厚生労働省；平成 21 年版労働経済白書, 日経印刷, 2009, p.159
- 12) 前掲 8), p.65
- 13) 山本讓司；獄窓記, ポプラ社, 2003, p.199
- 14) 前掲 8), p.65